

第3章 計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

本市の最上位計画である「第7次半田市総合計画」において、福祉分野については「つながり助けあう 健康と笑顔を育むまち」という方向性のもとで、高齢者福祉分野においては「地域包括ケアシステムの推進」を掲げています。

本計画においては、総合計画が掲げる基本方針を踏まえ、引き続き地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組み、完成を目指すため、これまでの基本理念を引き継ぎ、達成のための各施策推進に努めます。

【基本理念】

**住み慣れた地域で、支えあい、安心して暮らせるまちづくり
～地域包括ケアシステムの推進～**

2 基本方針と施策目標

基本理念を具現化するために、第8期計画に引き続き、高齢期のライフステージごとに1から5の基本方針を定めました。また、基本方針6は、地域包括ケアシステムの進捗状況を確認するための項目としました。

基本方針1 元気にいきいきと暮らす

高齢者が元気にいきいきと暮らしていけるようにするために、健康づくりや介護予防を推進します。また、仲間づくりや生きがいづくり、高齢者が社会で活躍する地域づくりを進め、高齢者の社会参加を促進します。

【施策目標】

- 1 生きがいづくりと社会参加の促進
- 2 介護予防の推進

基本方針2 年を重ねても安心して暮らす

高齢になっても、住み慣れたまちで安心して暮らすことができるよう、住まいの確保や、生活をサポートするための多様な福祉サービスの充実を図ります。また、地域における住民相互の支え合いの仕組みづくりや、見守り体制の整備を進め、高齢者が安心・安全な生活を送ることができるよう支援します。

【施策目標】

- 1 安心して暮らし続けるための支援
- 2 住民相互の支え合い
- 3 地域における見守りと災害時の支援

基本方針3 認知症になったときも支えあいながら共に生きる

令和5年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。同法に定める理念を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を総合的に推進していきます。

【施策目標】

- 1 市民の理解増進
- 2 社会参加の支援と相談体制の充実

基本方針 4 支援が必要になったときも安心して利用できる介護保険サービス

介護保険制度においては、利用者がサービス提供事業者と契約を締結し、サービスを利用する形が基本となるため、サービスの質を見極めるなど、利用者の主体的関与が重要となります。その一方で、昨今の人材不足は深刻であり、利用者のみなさんが安心して多様なサービスを利用できるように、人材の確保、事業者の負担軽減を合わせて考えていく必要があります。今後の介護保険サービスの需要や給付を適切に見込み、サービスの基盤整備を推進し、介護保険制度を円滑に利用できる環境づくりを進めます。

【施策目標】

- 1 介護保険サービスの供給体制の整備
- 2 介護給付の適正化
- 3 介護人材の確保・定着

基本方針 5 住み慣れたまちで最期まで暮らす

医療と介護の両方が必要となる高齢者の増加が予測される中、在宅療養が必要となったときにも、住み慣れた場所で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する体制の構築を図ります。また、身寄りがない場合や判断能力の変化に備え、元気なうちに自ら最善の選択をすることや意思決定支援について普及するとともに、権利を守るための支援体制づくりを進めます。

【施策目標】

- 1 在宅医療と介護の連携推進
- 2 権利擁護に向けた取組

基本方針 6 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

高齢者をはじめ、市民ひとりひとりが、人生のどの段階でも自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域住民や地域の支援者、福祉に携わる事業者、医療機関、行政が連携し、包括的に暮らしを支えることができるよう地域のネットワークづくりを推進します。また、高齢者のニーズに応じて、医療・介護・生活支援などの必要なサービスを包括的かつ継続的に提供できるよう、地域包括ケアシステムの中核機関としての地域包括支援センターの一層の機能強化を図っていきます。

【施策目標】

- 1 地域包括ケアシステムのさらなる推進

3 施策体系

